

**令和4年度  
被災地域の地域協議会による生産体制整備  
愛媛県の実績報告**

---

一般社団法人 愛媛県中小建築業協会

## 事業の目的

災害発生後に被災者が生活再建を計画するうえで、住宅再建に関する情報及び資料が準備されていることで継続的に迅速な対応ができることが必要である。

このため、「えひめ県地域型復興住宅」パンフレットの改修、専用ホームページの改修を行い継続した周知活動を行う。

また、平成30年7月豪雨災害から4年を迎え、膨大な被害を被った住家の被災～復興に伴う経緯を後世に繋ぐことを目的に、被災当時を振り返り、再建「住宅（生活）」に至る経緯を知ることができるものとして、また近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震などの災害の備えになるものとして、愛媛県内全エリアを対象とした記録と記憶とする冊子「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレットを今年度新たに作成し一般消費者へ啓蒙を行う。

# 事業の概要について(2)

## 事業内容

### 検討委員会 開催

- 会員工務店、設計士で組織する検討委員会を開催し、「えひめ県地域型復興住宅」のパンフレット改修、ホームページ改修、平成30年7月豪雨冊子作成等の内容を協議
- 愛媛県建築住宅課・住宅金融支援機構がオブザーバーとして参加

### えひめ県 地域型復興住宅 改定版パンフレット

- 地域型復興住宅の説明とメリット
- 再建の流れ(問い合わせから資金相談、工事請負契約、竣工引き渡しまで)
- 愛媛県内(東予・中予・南予)エリアの支援事業者リスト表記
- 住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」シミュレーションの改定
- 住宅購入費用、資金計画、災害復興住宅融資、愛媛県独自の生活再建支援金支給についての説明

# 事業の概要について(2)

## 事業内容

新規  
平成30年7月豪雨  
災害の記録  
パンフレット作成

- 異例の雨量記録: 当時4日間の雨量を過去30年間(同月平均雨量)と比較
- 県内全エリアに及んだ避難の状況(避難所・避難者数)
- 市町別住宅被害の実状況(全壊・半壊・一部破損・床上床下浸水)
- 仮設住宅に係わる設営動向と経過及び退去状況(建設型・賃貸型)
- 災害への備え(水害による住宅被害の認定基準)
- 住宅の再建(新築建替え・補修修理・解体の実績数)
- 支援制度(国と県・市町)及び県内支給件数
- 被災者の声(被災当日から再建に伴う苦悩の声)
- 災害への備え(補助金制度・保険の確認)
- 防災ハザードマップの重要性(関連サイト)

ホームページ  
改修

- 作成したパンフレットに伴いホームページを改修
- お役立ち情報や関連するニュースを随時更新掲載

# 事業の概要について(3)

## 事業の背景「委員会等」

### 検討委員会



2022. 6.28 第一回検討委員会



2022. 6.28 第一回検討委員会



2022. 11.28 第二回検討委員会



2022. 11.28 第二回検討委員会

2023. 2.7 報告会開催予定

2023. 2.7 報告会開催予定

# 事業の概要について(4)

## 事業の背景「えひめ県地域型復興住宅」パンフレット

### 1 令和3年度に作成したパンフの改修

背景

昨年度作成した「えひめ県地域型復興住宅パンフ」を被災者等へ周知するために、パンフレットの改修やホームページ改修が必要。

### 2 地域業者の支援

背景

災害復興時の住宅建築や改修等を地元事業者で解決できるように、今年度も支援事業者を記載。

### 3 被災または今後被災された方々への迅速で正しい情報の提供

背景

無資格・無許可等の悪質業者の参入をなくし、クレーム・苦情等の対応策として、引き続き地域協議会からの情報協力が必要。

### 4 長期に及ぶ対応

背景

災害復興は長期間に及ぶことを踏まえ、長期的な対応が必要となる。そのためには、継続して協議会としての取組みが必要。

## えひめ県 地域型復興住宅パンフレット

1

復興住宅のご相談はこちらまで

**TEL:089-943-5525**

■電話受付日/毎週月～金(祝祭日除く) ■受付時間/10:00～16:00

えひめ県地域型復興住宅ホームページはこちら

<http://hime-ken.com/fukko>



愛媛県中小建築業協会ホームページはこちら

<http://hime-ken.com>

愛媛県中小建築業協会

全国木造建設事業協会愛媛県協会

(事務局)一般社団法人愛媛県中小建築業協会  
愛媛県松山市勝山町2丁目3番地1

●協力団体/愛媛県建設労働組合・一般社団法人JBN・全国工務店協会・一般社団法人 全国木造建設事業協会  
●オブザーバー/愛媛県建築住宅課・独立行政法人住宅金融支援機構 四国支店



表紙ウラ

表紙

## えひめ県 地域型復興住宅パンフレット

### はじめに

平成30年7月の西日本豪雨災害では、愛媛県で甚大な被害が発生し、特に大洲市、西予市、宇和島市では多くの住宅が被害に遭い応急仮設住宅等での生活を余儀なくされました。今もなお、完全な復興には至っていないと思われま。

このような状況を踏まえ、応急仮設木造住宅の建設を担った弊協会が、令和元年から国土交通省事業「被災地域の地域協議会による生産体制整備事業」に取り組んでいます。今年度も被災地の復興と今後起こり得るであろう大規模災害時の被災住宅支援のため、「えひめ県 地域型復興住宅」パンフレットを修正し作成しましたので参考にして下さい。

一般社団法人 愛媛県中小建築業協会



### えひめ県 地域型復興住宅について

「地域型復興住宅」とは、地域の住宅生産者がつくる、地域にふさわしい良質で被災者の方が取得可能な価格の住宅のことです。そして、「えひめ県 地域型復興住宅」とは、愛媛県の気候・風土等の地域特性に配慮したコンセプトを満たす木造戸建て住宅の設計計画と、平時を超える需要に対応して当該住宅を円滑に生産するための生産システムを構築したものです。施工事業者は、愛媛県に本社を置く住宅事業者並びに大工・工務店とします。



### メリットは？

#### 高品質で安全安心な住宅です。

- 耐震性に優れ安全安心な住宅です。省エネと快適性が向上し、健康的な住環境を提供します。
- 地域の景観形成に貢献する優れたデザインの木造住宅を提供します。
- プランの自由性が高く増改築が可能で、長く住み続けられます。
- プランの自由性が高く生活スタイルの変化に応じた暮らしができます。
- 地域で生産される木材・資源を最大限に活用します。

#### 住宅建設にかかる費用負担の軽減を図ります。

- 独自の設計・生産システムにより負担の軽減を図ります。
- 税制等の優遇により固定資産税や住宅ローンの減税等が受けられます。
- 補助制度・住宅金融支援機構等を有効に活用します。

#### 愛媛県中小建築業協会が支援します。

- 愛媛県中小建築業協会が各種相談や苦情相談を受けますので安心です。
- 各種手続きを迅速にできるよう支援しますので安心です。

#### 地元の大工・工務店がきめ細かくアフターフォローを行います。

- 増築やリフォーム、維持管理相談に応じます。
- 住宅を見守り続けるので、震災等非常時でも安心です。



## えひめ県 地域型復興住宅パンフレット

### 再建の流れ

「えひめ県 地域型復興住宅」ができるまでの流れをご紹介します。被災したお住いの状況や資金、今後の暮らし方などのご要望等により、再建のすすめかたが異なる場合がありますので、詳しくは当協会までお問い合わせください。

#### 1 問い合わせ

まずは、事務局相談窓口までお問い合わせください。  
tel.089-943-5525  
☐ kyoukai@hime-ken.com

#### 2 現地調査・住宅診断

今お住いの現状を把握し、修繕やリフォーム、建て替えなど、施主様のご要望をお聞きした上で再建方法をご提案します。

#### 3 住宅資金相談

家族構成やライフスタイル、資金等の状況やご要望をお伺いし、無理のない資金計画をご提案します。住宅金融支援機構、金融機関からの融資のお手伝いも可能です。

#### 4 プラン提案・設計打ち合わせ

新築(建替え)・リフォーム・修繕とご希望のプランに向けて打ち合わせをすすめます。必要に応じて、土地や中古住宅等の物件紹介もおこなっております。

#### 5 工事請負契約の締結

契約時には契約金が必要となります。

#### 6 工事の着工

各工程ごとに施工検査を実施し、品質を確保しながら進行いたします。中間金が必要な場合があります。

#### 7 竣工・検査

行政・指定確認検査機関による完了検査を行ない、検査済証が発行されます。(新築の場合)その後、施主様立会いのもと不備がないかご確認いただきます。

#### 8 引き渡し・入居

工事進捗をお支払いいただき、ご入居となります。引き渡し後のアフターメンテナンスも実施いたします。

#### ● 被災地支援事業者リスト

地域	会社名	所在地	代表者名	TEL	FAX	施工対象エリア
東予	金生建設(株)	四国中央市生野下分911	宇田 春隆	0896-58-2810	0896-58-0934	愛媛県全域
	島原商考(株)	四国中央市川之江町1655-3	佐々木 敬史	0896-58-5298	0896-58-7345	愛媛県四国中央市・新居浜市
	(有)十勝工務店	今治市玉川町中村甲677-7	村上 孝治	0898-36-8182	0898-36-8183	愛媛県東予地区
中予	(株)すくば工房	松山市中野町甲292-1	山本 豊一	089-963-3258	089-963-1185	愛媛県中予地区
	新日本建設(株)	松山市堂路通3-9-3	井上 秀明	089-971-0255	089-971-0573	愛媛県中予地区
	(株)みのりホーム	松山市福吉寺町42-6	寺川 悠一	089-976-0047	089-976-0049	松山市・東温市・伊予郡松前町
南予	(株)西羽工務店	喜多郡内子町城廻376-1	西羽 菊寿	0893-44-3392	0893-44-5226	愛媛県中予地区・南予地区
	伊大建設(株)	大洲市阿高甲1680	武田 幸久	0893-23-5211	0893-24-7780	愛媛県中予地区・南予地区
	浮田建設(有)	八幡浜市美山2-10-3	浮田 敏郎	0894-24-4336	0894-24-2014	愛媛県南予地区
	農工建設	八幡浜市五反田1-500-1	浅井 辰夫	0894-24-6366	0894-21-2344	愛媛県南予地区
	横山建設(有)	宇和島市愛宕町2-2-20	横山 公一	0895-22-7276	0895-22-8026	愛媛県南予地区
(株)二宮工務店	宇和島市樹形町3-6-8	二宮 正行	0895-22-3436	0895-23-5386	愛媛県全域	

### PLAN 1

#### 自由度の高い間取りプランで柔軟に対応

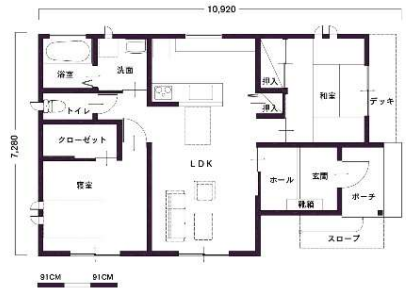
平屋で暮らしやすく、コストを抑えた住まいをテーマとした2LDKです。敷地条件によってリビングの向きや寝室の位置などの間取りを変更することが可能。県産材を使用し、在来工法で工期も短縮。ローコストながら耐震性や防火性、断熱性も標準的な仕様を備えています。また室内は段差の少ないバリアフリー&スムーズな動線。快適な暮らしをご提案します。



#### Data

- 構造・工法 木造軸組構法(在来工法)
- 床面積 72.45㎡(21.95坪)
- 建築面積 78.66㎡(23.79坪)
- 本体工事費 1,490万円(税別)

※状況によって価格は変更となる場合があります。



## えひめ県 地域型復興住宅パンフレット

### PLAN 2

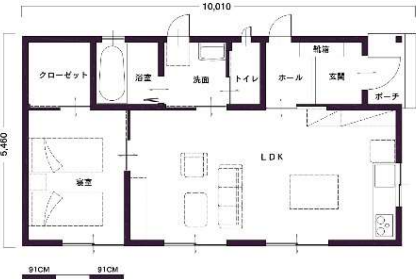
#### よりコンパクト&費用を抑えた平屋住宅

プラン2は、LDKと寝室、水回りをコンパクトに配置した1LDKです。  
 耐震性、防火性、断熱性などの住宅性能はプラン1と同じ標準仕様で、  
 できる限りコストを抑えて生活を立て直していきたい方に。  
 更地の状態から建築する場合は、着工から4ヶ月ほどで完成します。



- Data
- 構造・工法 木造軸組構法(在来工法)
  - 床面積 52.99㎡(16.06坪)
  - 建築面積 54.65㎡(16.53坪)
  - 本体工事費 1,150万円(税別)

※状況によって価格は変更となる場合があります。



### リフォーム・修繕工事

災害における被害の程度によっては、建て替えではなくリフォーム・修繕工事という選択があります。コストも低く抑えることができます。その場合、被害状況を正確に調査するために専門員の立会いのもと現地調査・住宅診断を実施することが必要です。この機会に地震や台風、洪水などの自然災害などから家や家族を守るための「防災リフォーム」をご提案します。

#### リフォーム・修繕工事事例 01

**相談概要**

築50年ほどの昔ながらの間取りで、和室を居間と洗面室や浴室に行けないなど、動線に不便がありました。築士棟は80代と高齢で、足腰の自由な方でしたので、出来るだけコンパクトも取り取りで、暮らしやすい住まいへのリフォームを希望。また、牛乳しながらの改修工事を希望されたので、生活する部分と工事を行う部分を1期・2期においた工事を決まりました。

**実施内容**

ダイニングキッチン、洋室、和室と個別の部屋に仕切られていた空間をワンフロアのLDKにリフォーム。家の中心に北を向けたLDK、洗面室や浴室、トイレなどの動線もコンパクトにまとめました。また、浴室がスムーズになったことで、防災面における防漏対策も実現。外壁や内装を一新する際には耐震補強を行い、断熱材も入れて快適性も高めています。本改修工事では、自治体の補助金制度を活用して耐震補強工事を行いました。

提供:株式会社ニ工工務店

#### リフォーム・修繕工事事例 02

**相談概要**

老朽化が進んだ住まいで暮らすご同様のことを心配して、建て替えずお子様たちが相談された改修工事です。これまでに向かい設備などのリフォームは行っていたものの、間取りや構造も含めた大規模リフォームは初めて。暑さや寒さなどが厳しく、ヒートショックも不安だったので、施主さまと家族からの一声のご要望は、暮らしやすい、安心して生活ができるように、キッチンも同様にキッチンヒーターを希望されました。

**実施内容**

生活のしやすさの向上のために、間取りや設備の変更、更新をしながら、地震への備えのために耐震改修、火災への備えにオール電化住宅としました。長寿優良住宅化リフォーム推進事業の補助金を活用し、壁や床、天井には断熱材を設置、開口部のサッシも入れ替え気密性・断熱性をアップ。防災面においても補助金を活用し、精密な耐震診断をもとに耐力壁による補強を実施。基礎も加えて強度を高めています。

提供:株式会社すくすく工務店

## えひめ県 地域型復興住宅パンフレット

### 新築・戸建て | 住宅建築にかかる総費用について


新築・戸建て、住宅の建築にかかる総費用の内訳について説明します。

#### 新築の戸建て住宅の建築にかかる総費用

**1**

**本体工事費**  
(概算工事費)

- 住宅本体の工事にかかる費用です。
- 総費用の約70%が相場とされています。




本体工事に含まれるもの

- 建物本体工事費 ○ 防壁費用
- システムキッチン ○ 照明器具
- ユニークバス ○ コンセント
- カーテンレール ○ スイッチ
- 火災警報器 ○ TVアンテナ
- TVインターホン ○ 便器
- 洗濯機台 ○ 手洗い器
- 設計費など

**2**

**別途工事費**

- ①以外で必要となるガスや上下水道の引き込み、外構の工事にかかる費用です。
- 総費用の約20%が相場とされています。



別途工事費用例


- 地盤調査費 ○ 地盤改良費
- 屋外給排水工事費 ○ カーテン
- 浄化槽設置費 ○ エアコン
- 通り付け家具 など

※一棟別には、これらの外にも外構工事や庭園工事、特設設置工事や別荘工事等に該当します。高層階のある土地や遠隔から離れた土地は、ガスや水道の引き込み費用が高額になる場合があります。

**3**

**諸費用**

- 住宅購入の際、各種税金やローン関連費、火災保険などの諸費用が発生します。
- 諸費用は総費用の約10%が相場です。
- これらの諸費用を住宅ローンではまかない場合は、現金で用意しておく必要があります。



諸費用の一般的な例

- 建築確認申請手数料
- 登記手数料 ○ 物件検査手数料
- 住宅ローン保証料 ○ 印紙税
- 登録免許税 ○ 家具購入費用
- 手債費用 など

※完売前の引当（ブランド仕体の変更、無条件による費用増額など）を想定し、余額を見ておきましょう。

#### 総費用の目安をつかむため計算方法(例)

本体工事費を1.4倍することにより総費用の目安が算出できます。  
ここでは、P.6のPLAN2(本体工事費1,150万円プラン「53㎡(16坪)・平家」)を例に計算してみました。

① 本体工事費  
(概算工事費)

**約1,150万円**

※ 本体工事費を1.4倍することで、総費用の目安が算出できます。

1,150万円  
を1.4倍する

総費用の目安  
【① + ② + ③】

(目安) **1,610万円**  
(約16坪)

※ 本体工事費(1,150万円)、別途工事費(20%)及び諸費用(10%)の合計に近い金額となります。

総費用の約20%

② 「別途工事費」の目安

**1,610万円×20%  
= 322万円**

総費用の約10%

③ 「諸費用」の目安

**1,610万円×10%  
= 161万円**

### 住宅再建に向けた 災害復興住宅融資を使った資金計画について

総費用の目安を確認したら、次は資金計画を検討します。前ページで計算した総費用において、補助制度や災害復興住宅融資を活用した場合の資金計画の例を説明します。

#### STEP1 補助制度、手持金及び住宅ローンの借入希望額の目安を立てる

総費用 約1,610万円 | このうち、例えば590万円について各支援策を活用し、残り1,020万円を借入れる場合を想定

590万円

1,020万円

- 被災者生活再建支援金、(基礎支援金・加算支援金)、見舞金・義援金、地震保険金等  
※ 補助制度等を最大限活用しましょう。
- 手持金 次に、自己資金をどれくらい準備できるか検討しましょう。
- 住宅ローン借入希望額(災害復興住宅融資など)  
※ 不足分は住宅ローンを利用します

#### STEP2 返済額の目安を立てる

災害復興住宅融資シュミレーション※ (借入希望額1,020万円、新築増団信加入の場合)  
※借入金利 令和4年12月1日現在

借入希望額	借入金利	35年返済		20年返済		15年返済	
		毎月返済額	総返済額	毎月返済額	総返済額	毎月返済額	総返済額
1,020万円	1.43%	30,882	12,970,293	48,891	11,733,964	62,994	11,339,000

※住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)上で、返済額の計算をすることができます。

#### STEP3 総返済負担率を確認する(災害復興住宅融資の場合)

災害復興住宅融資の申込条件の一つに、「総返済負担率」があります。  
総返済負担率の計算式は、次のとおりです。

$$\text{総返済負担率} = \frac{\text{6年間総返済額}}{\text{A年収}} \leq 30\%$$

※年間総返済額には、災害復興住宅融資の返済のほか、住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシング、商品購入のクレジット払いを含む)などの返済を含みます。

#### 【総返済負担率の計算例】

(A) 年収350万円の世帯で、月々の返済6万円(B)年間総返済額72万円を想定した場合、  
総返済負担率(B/A)=72万円÷350万円=20.6%<30%となり、  
上記の総返済負担率の条件を満たしていることとなります。

#### STEP4 申込本人だけでは総返済負担率の基準を満たすことができない場合

**収入合算**

一定の条件を満たす場合は、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を含ませることができます。また、同居しない場合でも、例えば、直系親縁の年収の5割を合算できるなどのケースがあります。

**親子リレー返済**

申込本人の子や孫等で、定額約収入がある方を後継者(連帯債務者)にすることで、後継者の申込時の年収をもとに返済期間の短縮ができます。最大35年の返済期間で借入することができます。

**親孝行ローン**

被災した家庭に居住していた親等(第60歳以上の父・母(遺族等))が居住するための住宅を建設、購入又は補修するための費用について借入することができます。

**高齢者向け返済特例**  
(リバースモーゲージ型融資)

満60歳以上の方が申込みできる融資です。毎月の返済は利息のみで、借入金の完全な返済は、申込人の死亡時に融資住宅と敷地の売却金により、一括で返済いただきます。

まずは、補助制度等や手持金を確認し、住宅ローンの借入希望額の目安をつかみましょう。

次に、借入希望額から返済額を計算しましょう。

返済期間と返済額を確認したら「総返済負担率」をチェックしましょう。

総返済負担率がを超えてしまったら、こんな事もありません。

## えひめ県 地域型復興住宅パンフレット

### 災害復興住宅融資

災害復興住宅融資は、災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。

#### 平成30年7月豪雨による災害で住宅に被害を受けた方へのお知らせ

#### ■ 被災証明書を交付されている方がご利用いただけます

- 建設資金または購入資金  
災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「被災証明書」を交付されている方が利用できます。
- 補修資金  
災害で住宅に被害を受けた旨の「被災証明書」を交付されている方が利用できます。※既に被災住宅の復旧が行われている場合は、原則として融資をご利用いただけません。

融資限度額	
建設	土地を取得する場合 <b>3,700万円</b>
	土地を取得しない場合 <b>2,700万円</b>
購入	<b>3,700万円</b>
補修	<b>1,200万円</b>

#### ■ 申込受付期間 **令和5年8月31日まで**

※融資金利は、原則として毎月変更します。また、申込受理日時点の金利が適用となります。

#### 60歳以上〈災害復興住宅融資【高齢者向け返済特例】〉

- 毎月のお支払いはお利息のみで、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済又は元金均等返済)と比べて月々のご負担を低く抑えられます。
- 借入金の元金は申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなったときに、相続人の方から、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等により、一括してご返済いただけます。
- 機構は、融資住宅及び土地の売却代金等によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。
- 申込人がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完了された場合又は申込人全員が亡くなったときに相続人の方が手元金等で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。

融資限度額	建設の場合	購入の場合	補修の場合
	建設資金2,700万円(土地を取得する場合は3,700万円)又は機構による担保評価額のいずれか低い額	3,700万円 又は機構による担保評価額のいずれか低い額	1,200万円 又は機構による担保評価額のいずれか低い額

※借入申込前に、申込人(連帯債務者を含みます)全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。

#### ■ お問合せ先・申込関係書類の請求先

被災された方からの融資等の相談、「災害復興住宅融資のご案内」(パンフレット)及びお申込に必要な書類の請求は、こちらへご連絡ください。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)

**0120-086-353** 通話料無料

※ご利用いただけない場合(国際電話等)は、次の番号におかけください  
TEL 048-615-0420(通話金額がかかります)  
受付時間9:00~17:00(祝日及び年末年始を除き、土日も受付)

■ 住宅金融支援機構ホームページ  
<https://www.jhf.go.jp>



参考

### 平成30年7月豪雨における 愛媛県独自の被災者 生活再建支援金の支給について

愛媛県では市町と共同で、平成30年7月豪雨で被災された方々の速やかな生活再建を支援するため、住宅被害があった被災世帯を対象に、被災者生活再建支援法に基づき支給される国の支援金に加え、愛媛県独自の「平成30年7月豪雨被災者生活再建緊急支援金」を支給しました。

#### 主なポイント

- 被災者生活再建支援法で支給される国の支援金に県独自の支援金を増額して支給
- 被災者生活再建支援法(国の支援金)の適用とならない「半壊」、「半壊に至らない床上浸水」の被災世帯にも支援金を支給

#### ■ 被災世帯への支援金の支給額(国と県・市町の支援金の合計)

被害区分	基礎支援金 (国の支援金)	特別支援金 (県・市町の支援金)	加算支援金 (国の支援金)		合計 (国・県・市町の支援金)
			住宅再建等区分	支援金額	
全壊 解体 長期避難	100万円	75万円	建設・購入	200万円	375万円
			補修	100万円	275万円
			賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	50万円	225万円
大規模半壊	50万円	75万円	建設・購入	200万円	325万円
			補修	100万円	225万円
			賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	50万円	175万円
半壊	—	37.5万円	—	—	37.5万円
半壊に至らない床上浸水	—	22.5万円	—	—	22.5万円

※世帯人数が1人の世帯では、上記の金額の3/4の額が支給されます。  
※被害区分や支援金額は平成30年7月豪雨により被災された世帯に適用されます。

#### ■ 窓口

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課  
TEL: 089-912-2335 FAX: 089-941-2160

# 事業の概要について(5)

## 事業の背景「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

### 1 平成30年7月豪雨災害の記録を後世に繋ぎ記憶に残す

**背景** 大雨による水害など、気候変動に伴う身近な災害が脅威になっている。災害発生時から「何が起きたのか」を風化させないことを目的に、住家に絞った実態に重点を置き、災害への備えに対する心構えとして啓発する。

### 2 住家が被災に遭った場合に想定される現実を知る

**背景** 家(住宅)が災害に遭った場合、被災状況に応じて住居の再建は長期間を必要とする。事実どのような経緯だったのかを数字で示すことで「備え」と「被災したら」の観点から、今だから事前にできること、住家に関わる災害で起こり得る教訓として、住宅にポイントを置いた情報を提供する。

### 3 災害への備え支援と保険

**背景** 住宅に伴う災害への備え(地震・水害に係わる支援、保険のこと)に、今できること・見直しを促し保存版として訴求する。

### 4 災害に備えた防災ハザードマップの活用周知

**背景** 災害前、災害発生時に重要となる防災ハザードマップは必要不可欠なアイテム。自宅や学校、職場にはどのような危険があるのか、また避難所がどこにあるのか確認しておくことが重要。

## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

被災地域の地域協議会による生産体制整備事業【国土交通省事業】

これまでに私たちが作成したパンフレットも、防災対策にお役立てください。



令和元年度  
地域型復興住宅プラン



令和2年度  
地域型復興住宅  
パンフレット



令和3年度  
地域型復興住宅  
パンフレット



住宅の防災ガイド  
パンフレット



パンフレット(PDF)は、ホームページでご覧になれます。  
<http://hime-ken.com/fukko/>

[発行元]

一般社団法人 愛媛県中小建築業協会

愛媛県松山市勝山町2丁目3番地1

TEL:089-943-5525

<http://hime-ken.com>

愛媛県中小建築業協会 🔍

[データ参照元注記]

本冊子に掲載の情報は下記のホームページ、発行文書、記録冊子や報告資料を参照しました。  
数値データ等の記載はそれぞれ本編内記載の日付時点・参照元発表による情報であり、  
調査・集計時並びに調査・集計元、調査・集計方式の違いにより変動しているものもあります。

- 内閣府
- 気象庁
- 損害保険料率算出機構
- 愛媛県
- 県内市町各自治体
- 松山地方気象台
- 愛媛県内各自治体提供の情報データ  
(令和4年8月収集)

## 平成30年7月豪雨 災害の記録

2022年12月  
保存版



一般社団法人 愛媛県中小建築業協会

## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

この記憶を残す、つなぐ。  
未来のために。

平成30年7月。かつてないほどの大雨が、愛媛県全土を襲いました。

尊い命を失い、多くの人々が住む家や財産を奪われました。

あの日から今日まで、復興の道りはまだ続いています。

本冊子では住宅の被害に焦点を当て、

これまでの歩みを見つめ直し、

今、そして未来のためにできることを考えます。

(一社)愛媛県中小建築業協会は『平成30年7月豪雨災害』において大洲市と西予市の木造の建設型応急住宅の建設に携わり、会員工務店11社が幹事会社として建設しました。また、会員工務店が被災住宅の応急修理に携わりました。愛媛県に義援金の寄付も行いました。

●災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

平成25年2月6日に愛媛県と(一社)全国木造住宅建設事業協会が締結

●被災時における被災住宅の応急修理等に関する協定

平成27年5月19日に愛媛県と(一社)愛媛県中小建築業協会が締結

[ 目次 ]

雨の記録 .....	05
住宅の被害 .....	07
住宅の再建 .....	09
被災者の声 .....	11
災害への備え .....	13

## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

号外 2018年(平成30年) 7月7日 土曜日 愛媛新聞

### 県内豪雨8人死亡

#### 児童ら3人心肺停止 行方不明者複数



西日本に降る豪雨は、県内各地で甚大な被害をもたらしている。7月6日午後、宇和島市で発生した土石流は、市内の小学校に直撃し、児童ら3人が死亡した。また、行方不明者も複数確認されている。県内各地でも、家屋の倒壊や土砂の崩落による被害が続いている。県警は、行方不明者の捜索に努めている。また、被災者の救済や生活再建のための支援も進められている。

資料提供: 愛媛新聞社



宇和島・三間 「前向きに」言い聞かす

### 生活再建 先見えず

宇和島市三間町の被災者たちが、生活再建に向けて前向きに語り合っている。しかし、先見が立たず、不安な気持ちを抱えているという声も聞かれる。被災者たちは、互いに励まし合い、生活再建の道を探っている。

資料提供: 愛媛新聞社



## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

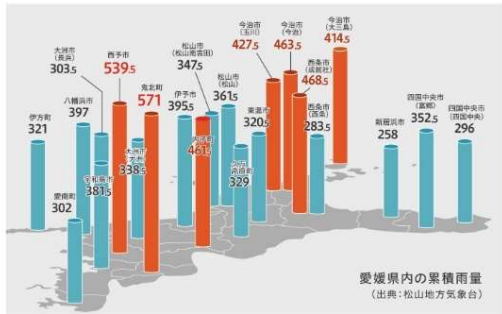
### 雨の記録

平成30年7月豪雨 災害の記録

#### DATA 01

### 4日間の雨量

県内観測所平成30年7月5日～7月8日総雨量



平成30年7月5日から8日にかけて、愛媛県全域で異例の雨量を記録。左記の観測所(アメダス)データ以外にも、各市町独自の観測所において猛烈な雨量の記録があります。例えば久万高原町で742mm、愛南町で495mm(いずれも4日間合計)が報告されています。



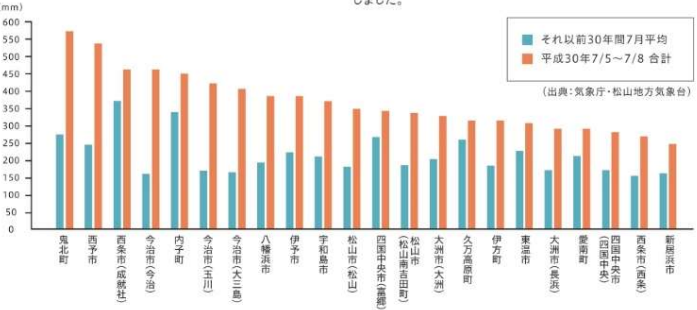
写真提供:鬼北町

#### DATA 02

### 過去30年間との比較

平成29年以前の30年間における7月・月間総雨量(平均)と、平成30年7月5日から8日の4日間総雨量を比較すると、いずれの地域においても「4日間」の雨量が例年同月「月間」雨量をはるかに上回りました。多くの地域で、およそ2倍、今治市では3倍近くを記録しました。

過去30年の7月平均雨量との比較



#### DATA 03

### 避難の状況

避難者数 (県内合計最大時(H30年7月7日 15時)時点)

避難所(箇所)	避難者数(人)	個別ピーク時人数
松山市	77	503
今治市	25	282
宇和島市	29	396
八幡浜市	34	554
新居浜市	12	1
西条市		
大洲市	48	931
伊予市	9	124
四国中央市	1	5
西予市	27	854
東温市	9	6
上島町	24	29
久万高原町	29	26
松前町		
砥部町	7	70
内子町	27	84
伊方町		
松野町	6	189
鬼北町	18	234
愛南町	13	5
県合計	395	4293

(出典:愛媛県報告「平成30年7月豪雨災害における初期・応急対応に関する検証報告書」より)

平成30年7月5日未明から県内各地で大雨警報が発令され始め、避難指示等も受けて順次避難を開始。7日には県内全体の合計避難者数は4千人を超えました。県内全体でみたピーク時(7月7日15時)の避難者数は4,293人。ただし各市町によってピーク時は異なり、実際の避難総数は県内で5千人を上回ります。たとえば宇和島では8日に1,149人、大洲市では7日午後1,501人、久万高原町・内子町・愛南町でも100人を超える日がありました。



写真提供:愛南町

### 「経験したことのない大雨」

天気予報などで耳にする雨量は、どのような雨なのでしょう。

#### 「100年に一度の大雨」とは?

今回、八幡浜や大洲、今治などで、「確率降水量換算100年以上」という雨量もありました。「確率降水量」とは、過去の降水量のデータから統計的に推測した数値のことです。



たとえばある場所で、1日に150mmの雨が、過去100年間に25回降ったとします。100÷25=4、つまり「150mmの雨が降るのは4年に一度」となります。「100年に一度」となると、それくらいまれにしか降らない大雨だということです。

ただし、どれくらい極端な雨量なのかを程度で表現しただけ。「100年に一度しか降らない」のでもなければ、「一度降ればあと100年は降らない」のでもありません。数百年降らないかもしれないし、またすぐ降る可能性もあります。

#### 「1時間に?mm」とは?

1時間あたりの雨量では、宇和島で「96mm」や「91mm」、西予市で「89mm」などを記録した地域があります。天気予報などで気象庁が雹の強さを表現するとき、「1時間に80mmを超える」と最大級として「猛烈な雨」と伝えます。人の受けるイメージは「息苦しくなるような圧迫感があり恐怖を感じる」「傘は全く役に立たず、水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる」「車の運転は危険」としています。傘を開いた面積がおおよそ1平方メートルとして、そこに1時間で80リットル(牛乳パック80本分)降るのが「1時間に80mmの雨」です。愛媛県内でも雨は「ドウドウという雨音」が会話や防災無線もかき消す轟音」だったそうです。

## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

### 住宅の被害 平成30年7月豪雨 災害の記録

#### DATA 04

#### 住宅被害の状況 河川の氾濫、山や崖の崩落が県内各地で発生。水や土砂が住家を襲いました。

市町別住家被害状況 (令和4年6月1日現在(愛媛県発表))

	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
松山市	13	23	15	35	345	431
今治市	16	35	15	12	33	111
宇和島市	61	915	53	11	726	1766
八幡浜市	11	88	7	19	252	377
新居浜市						0
西条市					4	4
大洲市	395	1664	16	22	789	2886
伊予市	1	1	1	1	9	13
四国中央市					1	1
西予市	127	275	27	22	147	598
東温市						0
上島町	2	1		3	31	37
久万高原町		1			8	9
松前町			2		2	4
砥部町		2		1	14	17
伊予町	1	1	1	5	6	14
内子町					1	1
松野町		92	2	37	88	219
鬼北町		14	10	14	90	128
愛南町		6		8	33	47
県合計	627	3118	149	191	2578	6663

※その後の調査報告により件数は変動しています。また罹災証明書の申請数・発行数とは必ずしも一致していません。

#### DATA 05

#### 仮設住宅の状況

仮設住宅の状況 (平成31年3月愛媛県報告)

	建設型		賃貸型	
	建設戸数	入居世帯数	物件申込数	入居世帯数
宇和島市	12	12	73	72
大洲市	60	57	74	73
西予市	104	103	37	37
今治市			8	8
八幡浜市			3	3
合計	176	172	195	193

当委員会が幹事会社の6社が西予市・5社が大洲市で木造の建設型仮設住宅を、(一社)プレハブ建築協会の宇和島市でプレハブの建設型仮設住宅を建設しました。  
 (出典:愛媛県報告「平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告書」より)

住むところを失い仮設住宅へ入居した住民は、建設型・賃貸型を合わせて多い時には県内約800人にもものぼりました。

#### 建設型仮設住宅の設営経過

平成30年7月23日に着工、8月末に宇和島市・大洲市の全72戸と西予市98戸の計170戸が完成。その後西予市に10月2戸、11月4戸を加え、合計176戸が完成。

#### 退去状況

建設型は、宇和島市で令和3年8月、大洲市で令和3年10月に全戸退去、西予市も令和4年7月に全戸退去が完了。一方で賃貸型は、令和4年11月以降も継続入居世帯あり。(今治市・八幡浜市:令和3年7月、大洲市:令和3年11月全世帯退去済)

### 知っておきたい、水害による被害の認定基準

災害による住家の被害は、被災者からの申請を受けて市町村が調査を行い、被害の程度を「全壊」「半壊」などの区分に分類します。被災者はその被害認定に基づき市町村から発行される罹災証明書によって、それぞれに応じた公的支援を受けることができるようになります。



#### 水害による被害の認定 (令和4年現在)



大洲市大庭場仮設団地(平成30年9月21日撮影) 写真提供:大洲市

#### 再建の前に、立ちはだかる現実。

災害から約1年後の令和元年夏、県は仮設入居世帯に対して住まいの再建に関する調査を実施。建替え・修繕や賃貸などによる再建方法を希望する約8割の世帯の内、4割弱は進捗に課題があると回答しました。課題内容は「適切な情報が無い」「資金目処が立たない」などがあがっています。

仮設住宅の供与期間は原則2年ですが、事情に応じて1年以内ごとの延長が認められます。多くの地域で過去までに3~4年を要しました。そして4年を超えても、仮設入居者は「0」になりません。西予市・宇和島市では、自宅再建が遅れている入居者の「令和5年7月5日までの期間延長」が決定しました。住まいの再建は、簡単ではないのです。

## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

### 住宅の再建

平成30年7月豪雨 災害の記録

※ここでは公的支援(国や県・市町の給付金)の申請・支給実績数からわかる一部の件数を記載しています。実際は支援以外の件数も多数あり、また支援数も集計時点により変動があります。

### DATA 06

#### 建替と修理

新築建替え・修理の実績 (県内一部の情報を抜粋。平成31年3月愛媛県報告、令和4年6月愛媛県報告、令和4年8月各市町情報提供)

	今治市	宇和島市	八幡浜市	大洲市	西予市	松野町	鬼北町	愛南町
新築建替え(※1)	10	48	5	118	54	不明	1	1
補修(※1)	8	94	4	629	79	不明	2	1
応急修理(※2)	22	445	35	1355	173	48	6	-

(※1)被災者再建支援金申請数から明示可能な数のみ抽出  
 (※2)応急修理制度の利用数  
 応急修理制度とは、半壊以上の住宅に対し、屋根や台所・トイレなど、生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的修理を行う制度。被災者からの申込みを受け、市町が施工会社へ修理を依頼し、上限58万4千円(※)の範囲で支援する。(※平成30年当時の上限額)  
 (出典:愛媛県報告「平成30年7月豪雨災害における初期・応急対応に関する検証報告書」より)

### DATA 07

#### 解体

公費解体の実績 (令和2年2月愛媛県報告)  
 ※鬼北町:令和4年10月時点

単位:棟数

	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	大洲市	西予市	松野町	鬼北町
公費解体(※3)	48	22	429	16	217	142	2	3
自費解体(※4)	6	8	27	0	58	10	0	0
合計	54	30	456	16	275	152	2	3

(※3)公費解体:市町が所有者に代わって解体・撤去を実施(解体撤去までに数ヶ月程度かかる見込)  
 (※4)自費解体:個人で実施した解体・撤去費用を事後請求により払い戻す(上限あり)  
 (出典:愛媛県報告「平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理の記録」より)

公費解体は、被災して居住できない状態となった家屋の解体撤去を、所有者に代わって市町が行う制度です。国庫補助対象は通常「全壊」のみですが、平成30年7月豪雨では「半壊」も所有者の希望により対象となり、水害では全国初の事例でした。



写真提供:砥部町 写真提供:西予市 写真提供:今治市

### DATA 08

#### 支援金

国と県・市町の支援金 (平成30年当時)

被災区分(損害割合)	基礎支援金(国)	緊急支援金(県・市町)	加算支援金(国) 住宅再建等の方法		合計
			建設・購入	補修	
全壊(50%以上)	100万円	75万円	建設・購入	200万円	375万円
			補修	100万円	275万円
長期避難			賃貸(公営住宅除く)	50万円	225万円
大規模半壊(50%未満~40%以上)	50万円	75万円	建設・購入	200万円	325万円
			補修	100万円	225万円
			賃貸(公営住宅除く)	50万円	175万円
半壊(40%未満~20%以上)	—	37.5万円	—	—	37.5万円
半壊に至らない床上浸水	—	22.5万円	—	—	22.5万円

自然災害で生活基盤に損害を受けた世帯に、生活再建のための支援金が給付されます(被災者生活再建支援制度)。  
 ●単身世帯の支給金額は上記のそれぞれ3/4  
 ●被災時に居住していた世帯が対象(空き家・別荘などは対象外)  
 ●それぞれ申請期間が設定されている(基礎支援金は被災した日から13ヶ月、加算支援金は37ヶ月等)。ただしやむを得ない場合は市町ごとに延長されることもある。

中規模半壊(40%未満~30%以上)	建設・購入	100万円
	補修	50万円
	賃貸(公営住宅除く)	25万円

被災者生活再建支援法の改正(令和2年12月4日施行)により加算支援金の支給対象が中規模半壊に拡大された。

愛媛県の支援金支給件数 (令和4年5月愛媛県報告)

支援金種類	基礎支援金(国)	緊急支援金(県)	加算支援金(国)
件数	1654件	4295件	1274件

### 被災への備え、「支援」と「保険」

平成7年、阪神・淡路大震災が発生。各地に大被害をもたらし、多くの人々が家を追われました。しかし当時、公的支援(補助金支給)の制度はありませんでした。預貯金以外で頼れるのは義援金と保険くらい。ところがその頃、地震保険の加入率は全国平均10%にすぎず、兵庫県はそれにも及ばず、自力再建は困難を極めました。

これがきっかけで、平成10年に「被災者生活再建支援法」が成立しました。その後現在に至るまで、増額や支援対象の拡大など法改正を重ねています。平成23年の東日本大震災でも公的支援が活用されましたが、問題点を注目されました。「半壊」世帯に支援金は無し、膨大な数の半壊世帯から不償が噴出し「半壊の家」と呼ばれました。令和2年、半壊の一部を「中規模半壊」として支援金が支給されることになりました。今後とも色々変わるかもしれませんが、でも支援金は、あくまでも助けの一部です。どんな被害も対象になるわけではありません。また支援を受けたとしても、それだけで家は立ちません。いざという時、お金の問題は避けられません。多額の費用が必要な住宅再建では、保険や共済は大きな力になります。必要な保険に加入し、自分の家と暮らしを自分で守りましょう。



## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

### 被災者の声

平成30年7月豪雨 災害の記録

## 1. その瞬間

被災者の声

- ・家に入ってきた水が、ほんの数分で2m近くになった。
- ・あっという間に水が膝上に、そして腰の高さまで。
- ・みるみるうちに床上浸水、何もできなかった。

2階へ荷物を運んでいる間に家が水に囲まれた。



写真提供: 奥北町

- ・流木が雨戸を突き破り、土砂が家に流れ込んだ。
- ・土砂が大木も電柱もなぎ倒して押し寄せてきた。

コンクリートの岩壁が崩れ家が押し流された。

- ・シャッターを下ろしていても水はどんどん入ってきた。



写真提供: 西予市

水や土砂で部屋の扉が開かなかった。流木で家の出口をふさがれた。

- ・気づいた時は道路に膝までの水。外に出られなかった。
- ・道路も川のように歩けない。どこが道かわからない。
- ・避難所も浸水して行き場がなかった。
- ・外に出る方が危険だと感じた。



写真提供: 大洲市



写真提供: 奥北町

## 2. 水がひいた後

被災者の声

- ・腰の高さまでの泥だけが残っていた。
- ・とても住める状態ではない。
- ・深い浸水ではなかったが、家電も家財も全滅。
- ・1m超の浸水で1階は全滅。
- ・水を吸った畳は重くて剥がせない。運び出せない。
- ・数ヶ月経ってから二次被害が発覚。
  - ◆ 腐敗、カビ、シロアリ
  - ◆ 壁の内側や床下に浸水を発見



写真提供: 奥南町

## 3. 再建の苦勞

被災者の声

- ・お金がない。(建てられない、修理できない、転居できない。)
- ・業者がない。(着工まで何ヶ月もかかった。業者が足りず待っていても順番が来ない。)
- ・自力での再建は無理だと悟った。
- ・同じ危険があるかもしれない場所に、住み続けるのは不安。
- ・他の場所に移りたいが、経済的に無理。住み続けるしかない。
- ・当時その家に住んでおらず、支援金をもらえなかった。
- ・少しの浸水深の違いで支援金額に大きな差があるなんて。
- ・半壊なら掃除だけでまた住めるわけではない。



写真提供: 今治市



写真提供: 奥南町

## 4. これがあれば…

被災者の声

- ・お金
- ・知識(支援金の制度など)
- ・必要な保険に入っておく。
- ・どんな補助があるか、何ができて、何ができていないかわからない。
- ・地震、大雨など、災害ごとの避難場所を知っておく。同じ所でいいのかわからなかった。
- ・テレビ報道は被害の大きいところや市町の中心地のことばかり。自分の場所の情報は無い。
- ・県・市町単位の情報は役に立たなかった。
- ・初めてのことだらけで、何の情報を入手すれば良いのかわからなかった。情報のありかもわからなかった。



写真提供: 西予市



写真提供: 宇和島市

## 「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット

### 災害への備え

平成30年7月豪雨 災害の記録

水害や地震、いつ起こるか分からない自然災害。いざという時に生活を守るため、今できる備えから始めましょう

**他人事ではない! 水害**



台風や豪雨による被害は、愛媛県でも記憶に新しいところ。全国的に規模も頻度も増加が続き、地球温暖化で今後もさらに増加という予測も。

**近い将来必ず! 大地震**



30年以内の発生確率が約80%といわれる南海トラフ巨大地震。本県も被害想定区域に含まれ、発生すれば国内の住宅全壊の推定数は東日本大震災の約20倍に上るとも。

≡ ≡ ≡ < 家はどうなる? > ≡ ≡ ≡

**浸水**

少しの浸水でも家の設備や家財は使えなくなるかも。床や壁も、一見無事でも中で水を取っていることも。

**地震**

家全体が傾いたり、家が無事でも直下の地盤に亀裂が走ったりすれば、もうそこには住めません。

**< 大雨、台風への備え >**



**ハザードマップの確認**

自治体が制作しているハザードマップ等を見て、自宅や学校・職場にはどのような危険(浸水・土砂災害等)があるのか、また避難所がどこにあるのか確認しておきましょう。

国土交通省  
ハザードマップポータルサイト  
<https://disaportal.gsi.go.jp>



**< 地震への備え >**



住宅は耐震補強済み?

旧耐震基準の木造住宅は、南海トラフ地震等の大地震で倒壊する可能性大。愛媛県の補助金を活用して耐震化の工事をしましょう。

耐震改修工事等(※1) <b>補助金 合計 100万円</b> 瓦屋根の改修で +55.2万円 (※3)	耐震シェルター設置工事 <b>補助金 合計 40万円</b> (※2)(※3)
--	---

(※1)昭和56年5月以前着工の木造住宅が補助対象となります。  
 (※2)家屋の一角を地震の際の避難場所になるように補強することができます。  
 (※3)一部市町で導入。  
 ※補助金の申請には耐震診断(自己負担3,000円〜)が必要になります。

**今すぐ チェック!**

家の建替えには多額の資金が必要です。保険は重要。未加入ならぜひ検討を。加入済みでも、今一度ご家族で見直してみてください。

**CHECK1**

火災保険に入っている?

入っていないなら、ぜひ加入の検討を。火災保険では、受け取る金額を決める方法が2つあります。家を再建できる金額を受け取れるかどうか、契約済みの家も再度見直してみましょう。

① 近年の自然災害リスクの増加に伴い、火災保険の契約期間短縮や、保険料が上がるなど改定の動きもあります。契約や更新・見直し時は保険会社に確認を。

**再調達価格**  
同等の家を新たに再建(購入)するのにかかる額

**時価額**  
再調達価格から、経年劣化や消耗分を差し引いた額

※「時価額」での契約の方が、支払う保険料は安くなりますが、受け取る保険金は少なくなり、元どりに家を再建するには金額が不足することがあります。

**CHECK2**

地震保険にも入っている?

一般に、地震・噴火、それらによる津波は、火災保険では補償されません。地震保険の契約が必要です。地震保険は、火災保険の契約なしには、契約することができません。火災保険だけの人は、あとから地震保険を追加することは可能です。

**火災保険+地震保険**  
政府による再保険

**火災保険のみ**

**地震保険のみ**

地震保険で支払われる保険金額は、法律で定められています。例:住宅が全壊なら保険金額の100%(時価額が限度) 小半壊なら保険金額の30%(時価の30%が限度)

**CHECK3**

自然災害の保険は付いている?

台風、風、豪雨、雪、ひょう、洪水、土砂災害などの自然災害に対する補償は、保険会社や商品によって詳細が異なります。火災保険の基本補償に含まれるか、オプションか、何の災害にどんな補償があるかなど、よく確認しましょう。

また、国や県・市町からの支援は「支援金」を受け取るもののほか、「市町が被災者に代わって対応する」ものもあります。どのような支援の制度があるかだけでも知っておきましょう。(P.9-10もご覧ください。)

**< 知っておきたい「公的支援」の話 >**

**被災者生活再建支援制度**

自然災害で住宅が大きな損を受けた世帯に、生活を再建するための支援金が現金で支給(振込)されます。使い道に制限はありません。

**応急修理制度**

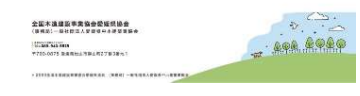
屋根や台所、トイレなど、生活に必要不可欠な住宅部分の応急的な修理(業者への修理依頼・支払い)を、自治体が被災者に代わって行います。被災者に費用が支給されるものではありません。

**家屋の解体・撤去**

居住できなくなった家屋全体の解体・撤去を、自治体が被災者に代わって行います(公費解体)。個人で解体・撤去を実施した費用を、事後請求で受け取れることもあります(自費解体・上限あり)。

※上記は国庫金の補助を受けて市町が行う支援です。それぞれに関する法の適用がされた場合(災害発生時)に、対象となった市町が対応を行います。詳細は市町への確認が必要です。

## えひめ県 地域型復興住宅ホームページ



**住宅再建に向けた災害復興住宅融資を使った資金計画について**

復興住宅の再建を支援し、返済負担を軽減し、返済しやすさを確保します。



**STEP2**  
返済額の目安を立てる

次に、借入希望額から返済額を計算しましょう。

借入希望額	借入金利	35年返済	20年返済	15年返済
1,020万円	1.43%	30,862円	48,881円	11,733,954円
		12,970,293円	11,733,954円	62,994円
				11,339,000円

**STEP3**

# 事業の成果について

## 1. 本事業の成果

### えひめ県 地域型 復興住宅 パンフレット

えひめ県地域型復興住宅の位置付けとして、えひめのキャラクター(みきゃん)で、わかりやすく、一般消費者向けに親しみを持つイメージでデザインを継続した。また、融資制度等の改修を行い最新バージョンに改定。

### 平成30年7月 豪雨 災害の記録 パンフレット

身近な脅威と感心が高い自然災害、実際に発生した平成30年7月豪雨で、多くの住居が被災し、再建には長期間を要することになった。その事実・経緯を後世に継承していくことは重要で、日常の心構えとして記録に残すことが必要とされる。住家に焦点を置き、「被害動向」「お金」に関わること及び、防災ハザードマップ活用の重要性などもポイントとして作成した。備えるパンフとして支援金情報等の情報も加え関心力を高め活用できる保存版用として作成。

### ホームページ

本事業で制作した「えひめ県地域型復興住宅」「平成30年7月豪雨 災害の記録」パンフレット等に基づき改修を行った。

# 次年度以降について

## 2. 次年度以降の活動計画

### 消費者向け PR

消費者向けにパンフレットを作成して配布する。  
行政の協力のもと各市町へ配布し広く周知する。

### 消費者向け 説明会開催

イベント「住宅フェア」や研修会等を活用して消費者向け説明会を開催  
行政の実施する出前講座等との共同開催

## 3. 今後に向けて新たな取組み(案)

- ①大規模災害の発生に備えた被災住宅の応急修理体制への取組み
- ②被災された方が住まいを確保するための手段として「仮設住宅」についての情報提供